

# カラオケボックスなど遊興施設における消防法令の改正

## 概要

カラオケボックス、テレフォンクラブ、個室ビデオ、複合カフェ（個室でインターネット利用などのサービス提供を行う店舗など）などについて、防火安全対策を強化するために、消防法施行令と消防法施行規則の一部が改正されました。

## 対象施設

カラオケボックスなどの遊興施設

カラオケボックス

テレフォンクラブ

個室ビデオ

インターネットカフェ など

■消防法施行令別表第1 (2) 項二 (※1)

カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において、客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定める（※2）もの

(※1) (16) 項、(16の2) 項、(16の3) 項に掲げる防火対象物のうち、カラオケボックスなど遊興施設の店舗を有する施設を含む。

(※2) 総務省で定めるものとは（総務省令第78号：平成20年7月2日より）

1. 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗

2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗

3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第二条第一号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いた人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）

## 改正のポイント

### ポイント①

カラオケボックスなど遊興施設において、「自動火災報知設備」の設置対象が拡大されました。

#### 消防用設備等の種類

#### 今までの設置基準

#### 新しい設置基準

##### 自動火災報知設備

火災発生を管理室や施設内にお知らせ。



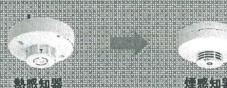
延べ面積  
300m<sup>2</sup>以上

建物の延べ面積に  
関係なく  
設置が必要

### ポイント②

- 個室においては、「煙感知器」への交換が必要になりました。
- 「再鳴動機能付受信機」への交換が必要になりました。

#### 1. 熱感知器から煙感知器への交換



#### 2. 再鳴動機能付受信機への交換



## 設置期限

300m<sup>2</sup>未満へ自動  
火災報知設備の  
設置義務化

平成21年4月1日  
施行

平成22年3月31日  
までに設置完了

新築  
への設置

既築  
への設置

個室への煙感知器、  
再鳴動機能付受信機  
の設置義務化

平成21年12月1日  
施行

平成22年11月30日  
までに設置完了

新築  
への設置

既築  
への設置